

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の背景及び趣旨

我が国は、これまで経験したことのない人口減少時代を迎え、子どもの生まれる数が100万人を割り込み、80万人台と年々急激に減少し、危機的状況にあります。

急速な少子高齢化の進行は、核家族化や地域のつながりの希薄化といった子育て家庭を取り巻く環境の変化に繋がっており、また、女性活躍社会や子育て世帯のライフスタイルの急激な変化により、子どもを産み育てることに對し不安を感じている若者が多くなっております。

また、「身近な地域に相談できる相手がいない」といった子育て中の親の孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念され、大きな課題となっております。

国は、平成24年に「子育て関連3法」を策定し、平成27年度から「子ども・子育て新制度」を創設し、子どもの最善の利益が地域全体に実現される社会を目指すとしております。

このような社会情勢を背景として、本町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金や保育料・0～18歳までの医療費・給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口が4千人を割り込む厳しい現状の中で、新たな時代へ“まち”をどう繋いでいくかが我々の大きな課題であり、多様化する住民のニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

そのため、本町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としつつも、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、地域や社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを目指して「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 制度上の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子ども・子育て支援の総合的な計画となります。

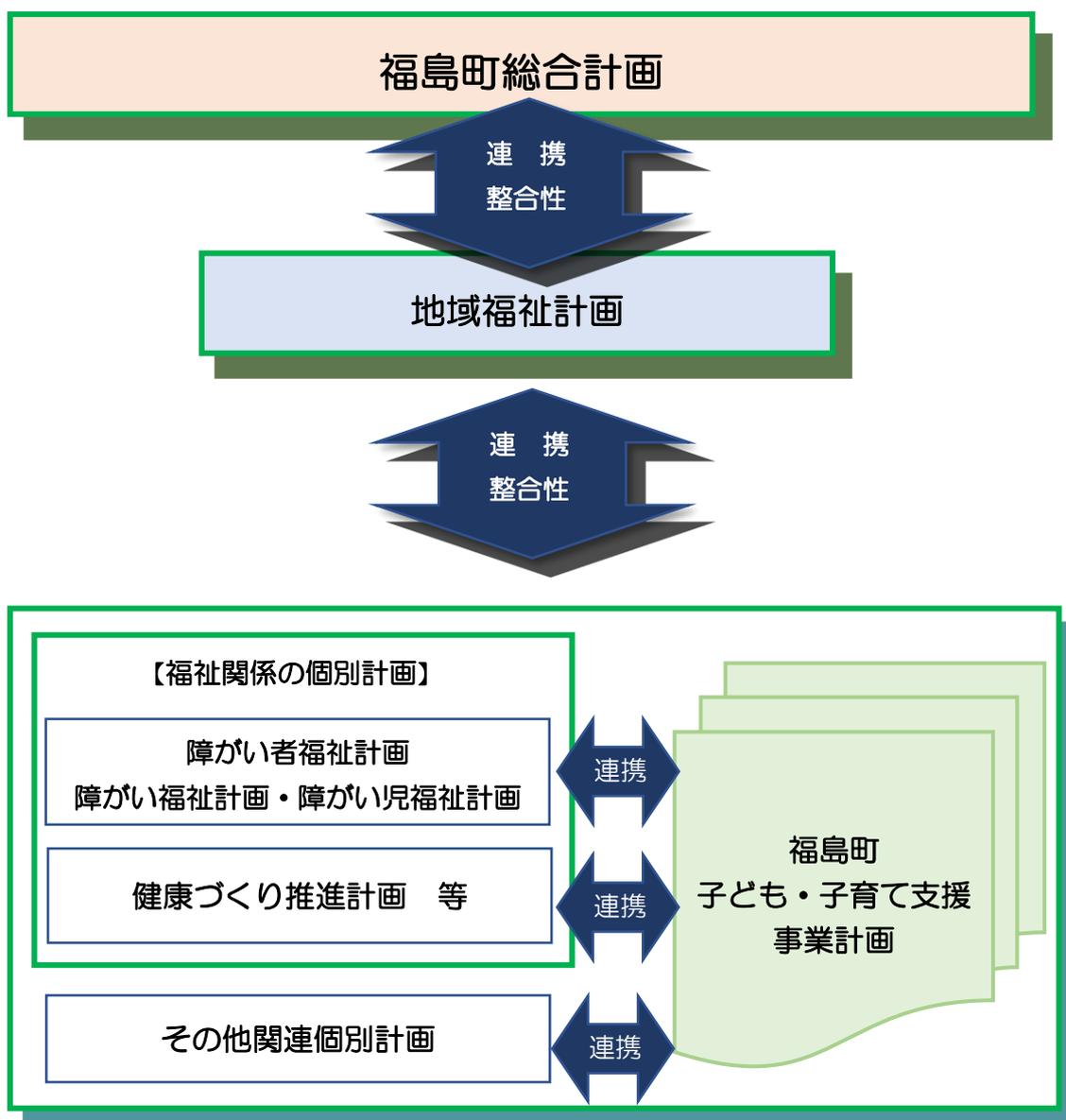
また、前計画から次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」を包

含した計画となっており、当計画においても一体的に策定するものいたします。

## (2) 本町の計画体系における位置付け

本計画は、町の最上位計画である「福島町総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康づくり推進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するための計画として位置づけるものであります。

また、平成30年4月施行の社会福祉法改正により、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられたところです。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間といたします。

また、制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、令和6年度に進捗状況を点検し、必要に応じた見直しを行うものといたします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定及び推進にあたっては、「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「福島町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容を総合的に審議の上、本計画の策定を行っております。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、本町における子ども・子育てに関する実態及びニーズを把握するため、町内に居住する0～11歳までの子どもの保護者を対象に、アンケート調査を令和元年9月9日～10月23日までを期間とし、実施しております。

#### (3) パブリック・コメントの実施

本計画を策定する過程において、「福島町パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、計画案の内容を広く町民等に公表し、意見等の募集を行っております。

